

監査委員告示第2号

令和5年6月28日に地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求書が提出された。

その監査結果を別紙のとおり請求人に通知したので、同法第242条第5項の規定により公表する。

令和5年8月22日

尾道市監査委員 今岡寛信
同 高橋和司
同 宇根本茂

第1 請求の概要

1 請求人 略

2 請求書の提出日 令和5年6月28日

3 請求の要点

請求人が提出した住民監査請求（尾道市職員措置請求書）による請求の趣旨及び理由の概要は、次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

尾道市長（以下「市長」という。）が、尾道市（以下「市」という。）が収集したペットボトルについて、令和4年4月1日から令和5年3月31日までを契約期間として、株式会社A（以下「A」という。）との間で締結した有価物（ペットボトル）売買契約（以下「契約1」という。）及びB株式会社（以下「B」という。）との間で締結した有価物（ペットボトル）売買契約（以下「契約2」という。）は、売却単価が市場価格に比して著しく低廉であり、不当な財産の処分に当たる契約の締結及び履行であるといえるほか、売却単価が適正であるかや、その他の契約方法を採用すべきではないかを調査、確認、検討せず、市の収入源である有価物の管理を怠ったものであるといえる。

よって、請求人は、監査委員に対し、市長に対して、ペットボトルの売買において、その売却単価が不当に安い価格となることがないように、適切な価格で実施すべく、市場価格の調査を行い、契約相手や契約方法の見直しを行うことを勧告することを求める。

(2) 請求の理由

市町村等がペットボトルの再資源化を行う方法としては、独自ルート（直接民間事業者と契約する方法）と指定法人ルート（公益社団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協」という。）に依頼する方法）があり、市は独自ルートを採用している。

ア 市長は、市が収集したペットボトルの売却について、令和4年4月1日から令和5年3月31日までを契約期間として、次の有価物（ペットボトル）売買契約を締結した。

	受注者	売却単価	予定数量
契約1	A	1. 1円	210トン
契約2	B	3. 0円	70トン

イ 一方、広島県内の市町村等が容リ協に委託したペットボトル売却の1キログラム当たりの落札平均単価は、次のとおりである。

	売却単価	備考
令和3年度上期	処分価格超過	0.04円/kgの処分費用が発生
令和3年度下期	約33円	
令和4年度上期	約56.9円	年間平均価格約83.05円
令和4年度下期	約109.2円	

ウ 容リ協は、有償入札であった場合、売却収入のうちから市町村等に有償拠出金を分配する。令和3年度に容リ協から広島県内の各市町村等に分配された有償拠出金の合計金額を有償分引渡数量で除して算出した、1キログラム当たりの平均単価は約24円である。

エ Aが、容リ協の入札を介して落札した1キログラム当たりの平均単価は、次のとおりである。

	売却単価
令和4年度上期	約20.6円
令和4年度下期	約106円

オ また、Aが他市において入札した1キログラム当たりの単価は、次のとおりである（落札はできていない）。これを鑑みれば、1キログラム当たり平均50円で売却できるポテンシャルがある。

	売却単価
令和4年度上期	35円
令和4年度下期	65円

カ 参考までに、市町村等以外の事業者が排出し回収されたペットボトル（事業系一般廃棄物）の民間企業への払い下げ単価は、令和4年度で1キログラム当たり35円であった。

独自ルートである契約1及び契約2では、ペットボトルの荷姿は圧縮・梱包（以下「ベール化」という。）を行っておらず、買受人において、選別、破碎、洗浄等することとされている。一方、指定法人ルートにおいては、市町村等においてベール化する必要がある。しかし、家庭ごみと異なり、ラベル・キャップや内容物がそのまま洗浄処理されていない状態の事業系一般廃棄物としてのペットボトルであっても、1キログラム35円で売り渡されている状況にあり、市が回収する家庭ごみは、キャップ・ラベルが剥がされ、洗浄済みであるのがほとんどであるから、買受人における選別や洗浄等の負担が、売却単価を著しく低下させるほどの事情になるとは考えにくい。令和4年度でいえば、ベール化されたペットボトルの平均落札単価83.05円が1.1円や3.0円に下落するほどの事情はない。

これらのことから、市がペットボトルの売却に際して、容リ協の有償入札制度等を利用するなど、適切な方策を講じていた場合、契約1及び契約2の予定数量に照らせば、契約1についてはおよそ504万円から1,050万円、契約2についてはおよそ168万円から350万円の収入になる蓋然性があるにもかかわらず、市は、市場価格の動向や他の適切な契約方法について調査検討することを怠り、契約1については23万1,000円程度、契約2については21万円程度の収入にしかならない契約を漫然と締結した。

よって、請求人は、監査委員に、市長に対し、ペットボトルに関する売買契約について、市にとって最も利益となる適切な価格で売却すべく、取引の実例価格の調査を行うほか、契約方法の見直しも含め、適正に実施するよう勧告することを求める。

(3) 事実証明書

- ・有価物（ペットボトル）売買契約書（甲第1号証の1）
- ・ペットボトル売買仕様書（甲第1号証の2）
- ・見積調書（甲第1号証の3）
- ・有価物売買契約書（甲第2号証の1）
- ・有価物売買仕様書（甲第2号証の2）
- ・令和4（2022）年度有価物売却見積結果一覧（甲第2号証の3）
- ・令和3年度上期再商品化事業者落札結果（PETボトル）広島県（甲第3号証）
- ・令和3年度下期再商品化事業者落札結果（PETボトル）広島県（甲第4号証）
- ・令和4年度上期再商品化事業者落札結果（PETボトル）広島県（甲第5号証）
- ・令和4年度下期再商品化事業者落札結果（PETボトル）広島県（甲第6号証）
- ・市町村・一部事務組合別PETボトル有償拠出金配分額一覧（令和3年度広島県）（甲第7号証）
- ・市町村への有償拠出金（甲第8号証）
- ・令和4年度上期落札結果（PETボトル）A抜粋（甲第9号証）
- ・令和4年度下期落札結果（PETボトル）A抜粋（甲第10号証）
- ・入札経過表（甲第11号証の1）
- ・入札経過表（甲第11号証の2）
- ・請求書(控)（甲第12号証）

4 請求の要件審査等

本件住民監査請求（以下「本件請求」という。）で請求人は、令和4年4

月1日から令和5年3月31日までを契約期間として、市長が締結したペットボトルの売却に係る契約1及び契約2が、不当な財産の処分に当たる契約の締結及び履行であるとしている。

住民監査請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第2項では、「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。

この「当該行為」とは、具体的な個々の財務会計上の行為をいい、「当該行為のあった日」とは、一時的行為を意味するのに対し、「当該行為の終わった日」は継続的行為について、その行為が終わった日を意味するものと解される。

また、「正当な理由があるとき」とは、当該行為がきわめて秘密裡に行われ、1年を経過した後はじめて明るみに出たような場合あるいは天災地変等による交通途絶により請求期間を徒過した場合などのように、特に請求を認めるだけの相当な理由があるときを指すものと解される。

ここで、契約の締結行為は一時的行為であるから、契約締結行為が違法・不当であることを理由とする監査請求においては、請求期間の始期は「当該行為のあった日」である契約締結日が起算点とされる（最高裁平成14年10月15日第三小法廷判決）。

これにより、本件請求のうち、契約締結行為に係る請求期間の始期は、契約1及び契約2の契約締結日である令和4年4月1日となり、法第242条第2項に規定する請求期間を徒過している。また、同項ただし書に規定されている1年の期間を徒過した「正当な理由」の有無については、本件請求では何ら摘示されていないが、念のため指摘すると、住民が相当の注意力をもって調査すれば、客観的にみて監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容に関する情報を得ることができたと考えられることから、正当な理由があるとは認められない。

一方、本件請求のうち、ペットボトルが財産であることについては、請求人と市との間に争いがないので、財産とする前提で、請求人が主張する契約1及び契約2における不当な財産の処分であるとする契約の履行行為として、「当該行為のあった日」とは、ペットボトルを処分（売却）した各々の日がこれに当たることから、請求期間を徒過している令和4年4月1日から同年6月27日までの間に処分したものを除き、本件請求の日から遡って1年以内となる令和4年6月28日から令和5年3月31日までの間に処分したものについて、法第242条所定の要件を具備しているものと認め、監査を実施した。

第2 監査の内容

1 監査対象事項

本件請求書、事実証明書及び請求人の陳述内容を勘案し、次の事項を監査対象とした。

令和4年4月1日に市とAが締結した契約1及び同日に市とBが締結した契約2に基づく、本件請求の日から遡って1年以内となる同年6月28日から令和5年3月31日までの間におけるペットボトルの売却が、不当な財産の処分となる契約の履行であるか否かを監査の対象とする。

2 監査対象機関

衛生施設センター、南部清掃事務所

3 監査の方法

(1) 書類監査

契約1に関しては衛生施設センターから、契約2に関しては南部清掃事務所から、それぞれ関係書類及び調書の提出を求め、書類監査を行った。

(2) 事情聴取

事実内容に関して明確でないものについては、衛生施設センター及び南部清掃事務所職員に対して事情聴取を行った。

4 監査の期間

令和5年6月29日から同年8月16日まで

5 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を次のとおり設けたところ、請求人が請求の趣旨を補足する陳述を行った。なお、新たな証拠書類の提出はなかった。

期日 令和5年7月18日

陳述人 略

陳述の概要は、次のとおりである。

(1) 陳述人 略

公文書公開請求により、過去5年間分の契約書を徴取したところ、売却価格が著しく安価であった。各家庭からゴミとして出されるペットボトルは、ラベルやキャップを取り除き洗浄されており、非常に状態が良

いものである。このように市民が手間をかけて出してくれたペットボトルを安価に売却していることについて、行政として説明ができるのか。令和4年度下期でいえば、市場価格の百分の一に近い価格となっている。何故このような価格で売却されているのか、何年間こういった契約が継続されているのかを明らかにしてもらいたい。

(2) 陳述人 略

売却価格の改善ができるのか、売却価格を高めていくような施策があるのかを知りたい。市が収集したペットボトルを保管しているストックヤードと売却先は距離が近く、運搬料は抑えられると考えられるが、それでも買取価格は安価である。どういった経緯でこうなっているのかを知りたい。

(3) 陳述人 略

ペットボトルを適正価格で売却すれば、その収入を市の施策に活用できるのではないかと。市民の税負担ばかり増えていくようなイメージがあり、行政としても財源確保に向けた取組を行っていることを示してもらいたい。

以上のことから、ペットボトルを適正な価格で売却できるよう、市場価格の調査を行い、契約相手や契約方法の見直しを行うことを勧告することを求めるものである。

第3 関係職員の陳述

監査の実施に当たり、市長の補助機関である市民生活部長、衛生施設センター所長、衛生施設センター所長補佐兼施設管理係長、南部清掃事務所長、南部清掃事務所長補佐兼処理係長の5名の職員に出頭を求め、次のとおり調査を行った。

期日 令和5年7月18日

提出資料

- ・住民監査請求監査調書及び附属資料

関係職員から本件請求に対する事情聴取を行った概要は、次のとおりである。

1 ペットボトルの再資源化について

(1) 背景

一般家庭からごみとして排出される商品の容器や包装（びん、ペットボトル、菓子袋、レジ袋など）を再資源化することにより、一般廃棄物の減量と資源の有効活用を図ることを目的に制定された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容リ法」という。）」に基づき、ペットボトルの再資源化処理が行われている。消費者は分別

して排出する責務、自治体は分別収集する責務、事業者（容器の製造事業所等）は再資源化する責務をそれぞれ負っている。

(2) 再資源化の方法

自治体は、排出されたペットボトルを収集した後、破袋、選別及びベール化（以下「中間処理」という。）し、再資源化する。

再資源化の方法としては、自治体が費用負担して中間処理を行った後、容リ協に委託して行う指定法人ルートと、自治体が費用負担して中間処理を行った後又は中間処理を行わず、直接リサイクル事業者へ再資源化を委託する独自ルートがある。

ア 指定法人ルートでは、容リ協がリサイクル事業者へ再資源化を委託する際に、リサイクル事業者がお金を払って再資源化を受託する「有償入札」と、容リ協が再資源化に必要な費用を支払って入札する「逆有償入札」があり、有償入札の場合は、ペットボトルの引渡し量と契約単価に応じて、容リ協から自治体に拠出金が支払われる。

イ 本市では、平成11年度から平成23年度まで、市が所有する施設で市自ら中間処理を行い、リサイクル事業者へベール化したもの（以下「ベール品」という。）を引き渡す独自ルートによる方法で再資源化を行っていたが、行財政改革の観点からの事業見直しにより、平成24年度から、同じく独自ルートであるが、中間処理を行わず直接リサイクル事業者へ引き渡す直接資源化へ変更している。

ウ 本市を除く広島県内13市の再資源化の状況については、10市が指定法人ルートを採用、2市が独自ルートを採用、1市が両方のルートを採用している。また、11市が中間処理施設を有し、2市は中間処理施設を有しておらず、13市全ての市で中間処理を民間企業に委託している。

2 市の売却単価と市場価格との比較について

(1) 容リ協の有償拠出金単価との比較

指定法人ルートを採用し、容リ協とリサイクル事業者との間で有償入札された場合の自治体への有償拠出金単価は、自治体が費用負担し中間処理を行ったベール品が対象であるのに対し、本市の契約1及び契約2の単価は、市のペットボトルの収集後にパッカー車から荷下ろしした状態のもの（以下「丸ボトル」という。）を対象にしている。また、年間を通じて定期的に市が所有するストックヤードから引き取った上で、破袋・選別等を行い、確実に再資源化することをリサイクル事業者に求めている。したがって、自治体が負担する中間処理の費用が単価に含まれている指定法人ルートにおける単価と契約1及び契約2の単価を単純に比較することはできない。

(2) 他市の入札価格との比較

1 (2)ウのとおり、各自治体により中間処理の方法は様々で、その経費も異なると考えられる。請求人が例示したC市の入札価格は、C市が費用負担して中間処理を行った後、独自ルートで再資源化している場合のものであり（C市のホームページによる。）、中間処理を行っていない本市とは状況が全く違い、C市の入札価格と本市の価格を単純に比較することはできない。

(3) 事業系一般廃棄物としての単価との比較

2 (1)のとおり、本市の契約単価は、リサイクル事業者に対し、年間を通じ、市が所有するストックヤードからリサイクル事業者がペットボトルを定期的に引き取った上で、確実に再資源化することを条件とした年間の単価である。したがって、これを最も市場が高騰したとされる一時期の民間企業間における一取引の単価と比較することはできない。

(4) 令和4年度に容リ協が実施したペットボトルの入札に係る平均落札価格との比較

2 (1)のとおり、容リ協で入札されるペットボトルは、自治体が費用負担して中間処理を行ったものが対象であり、中間処理に要する費用を考慮すべきであることに加えて、令和4年度は特に落札価格が年度内で大きく変動した時期である。したがって、これも単純に比較することはできない。

(5) 有償抛出金の平均単価及び売却収入額の試算

請求人の試算による令和3年度の1キログラム当たりの有償抛出金の広島県内平均単価24.0円を用いて試算した令和3年度の売却収入額672万円については、合理性があり同意するが、比較には上記(4)で述べた中間処理に要する経費を含めるべきである。

また、1キログラム当たり50円の単価を用いた試算については、中間処理に要する経費を考慮すべきことに加え、最も高騰したと思われる一時期の他市の入札額を基にしているため、単純に比較することはできない。

(6) 契約1及び契約2の単価を減少させる要因

本市では、ペットボトルを年間を通じて定期的に、市が所有するストックヤードから引き取った上で、破袋・選別等を行い、確実に再資源化することをリサイクル事業者に求めている。破袋・選別等の処理工程は、収集したペットボトルの状態にかかわらず必要な工程であり、その処理費用は要していると予測できる。

また、ペットボトルの運搬については、自治体が中間処理を行い、効率よく運搬できる量となるまで保管したバール品とA及びBが回収する丸ボトルとの比較では、後者の方が容積が大きくなるため、一度に運搬

できる量が少なくなり、運搬回数が増えることとなる。その結果、より多くの費用を要すると考えられ、単価を減少させる要因になり得る。

3 市の売却単価の設定について

市においては、毎年度の予算編成時には、容リ協の落札情報や有償抛出金の分配明細等も適宜参照しながら、近年の本市における契約額の推移を基に予定処理数量を推計した上でペットボトルの売却額を見込み、歳入予算として計上している。

また、市の契約事業者の選定に当たっては、市が日々収集したペットボトルを仮置きしたストックヤードから、年間を通じて定期的に回収できること、また、破袋、選別等の処理を行った後、破碎、洗浄してフレーク状やペレット状に原料化する再資源化の工程を全て自社で確実に実行できること、業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切な者であることを条件として、これに該当する複数の事業者を市内から選定し、見積合わせを実施している。

令和4年度契約分については、見積合わせを令和4年3月に実施しており、見積額の高い事業者と契約を締結している。

第4 監査結果

本件請求については、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求を棄却する。

以下判断の理由等を述べる。

1 請求の趣旨

請求人は、契約1及び契約2における売却単価が市場価格に比して著しく低廉であり、それら契約の履行は、不当な財産の処分となる履行行為に当たるため、適切な価格で売却すべく、市場価格の調査や契約相手及び契約方法の見直しを行うよう勧告することを求めている。

2 事実の確認

請求について監査した結果、次の事実が確認できた。

(1) 一般家庭からごみとして排出される、びん、ペットボトル、菓子袋、レジ袋等の容器包装については、一般廃棄物の減量と資源の有効活用を図ることを目的として、平成7年に容リ法が制定されており、本市においても、これに基づき容器包装の再資源化処理が行われている。

容リ法では、消費者、自治体、事業者それぞれに役割分担が定められており、このうち、自治体の責務については、「市町村は、その区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講ずるよう努めなければならない」（第6条第1項）、また「国の施策に準じて、容器包装廃棄

物の排出の抑制及び分別基準適合物の再商品化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない」(同条第3項)と規定されている。

(2) さらに、平成18年には、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針(平成18年12月1日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第10号。以下「基本方針」という。)において、分別収集された容器包装廃棄物の円滑な引渡しその他の適正な処理に関する事項が追加されている。基本方針には、「容器包装の分別収集が適正に実施され、これにより得られた分別基準適合物の再商品化を安定的に進めることが重要であることにかんがみ、市町村は、自ら策定した分別収集計画に従って容器包装廃棄物を分別収集するときは、再商品化施設の施設能力を勘案しつつ、分別収集で得られた分別基準適合物を指定法人等に円滑に引き渡すことが必要である。また、市町村の実情に応じ指定法人等に引き渡されない場合にあっても、市町村は、再商品化施設の施設能力を勘案するとともに、分別収集された容器包装廃棄物が環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていることを確認することが必要である」と明記されている。

(3) このように、自治体には、容器包装廃棄物の適正な分別収集と確実な再商品化を行うことが求められている。再資源化に当たっては、自治体が収集したペットボトルを自ら又は業務委託することにより中間処理したものを指定法人等に引き渡し、再資源化がなされる指定法人ルートと、自治体が中間処理したものをリサイクル事業者へ引き渡し又は単に収集したペットボトルをリサイクル事業者へ引き渡して再資源化がなされる独自ルートがある。

本市の場合、容リ法制定後、平成11年度からペットボトルの分別収集を開始しており、当初は市自ら中間処理を行い、べール品をリサイクル事業者へ引き渡していたが、処理施設の老朽化に伴い、これに係る更新費用や中間処理に要する費用を負担することのないよう事業見直しを行った結果、処理施設を廃止し、平成24年度(南部清掃事務所については合併後)から、再資源化まで確実に行うことを条件に、収集後のペットボトルを直接リサイクル事業者へ引き渡す方法に変更し、独自ルートにより再資源化処理を行っている。

(4) 契約に当たっては、年間を通じて安定的にペットボトルを回収し、確実に再資源化まで行うことを目的として、これを達成するための施設能力や業務に関し相当の経験を有しているリサイクル事業者を選定し、市内の複数事業者から見積もりを徴取した上で、見積額の高い事業者と売買契約を締結している。契約1のAは、容リ協がペットボトル再生処理

事業者として登録した全国49事業者（令和5年5月19日現在）のうち、中四国地方で唯一の登録事業者である。

- (5) なお、広島県内14市のうち、10市が指定法人ルートを採用、本市を含めて3市が独自ルートを採用、1市が両方のルートを採用している。このうち、独自ルートにより、中間処理施設を有しないで、再資源化まで行っているのは本市のみである。

3 監査委員の判断

- (1) 請求人は、「1 請求の趣旨」のとおり、本件請求の対象となった契約1及び契約2の売却単価が、市場価格に比して著しく低廉であり、それら契約の履行は、不当な財産の処分となる履行行為に当たるため、適切な価格で売却すべく、市場価格の調査等を行い、契約相手や契約方法の見直しを行うよう勧告することを求めているので、以下これについて検討する。

- (2) 請求人は、令和4年度に広島県内において、容リ協が売却したペットボトルの1キログラム当たりの平均単価は上期が約56.9円、下期が約109.2円、容リ協がAに売却した平均単価は上期が約20.6円、下期が約106円、C市でAが入札した単価は上期が35円、下期が65円であったことに対し、本市の令和4年度の契約単価は1キログラム当たり契約1について1.1円及び契約2について3.0円で、前述の市場価格より著しく低廉であると主張している。

さらに、請求人は、容リ協で有償入札により落札された場合、令和3年度に各自治体に分配された有償拠出金は、1キログラム当たり約24円で、令和4年度にAがC市で入札した価格も考慮すると、市が容リ協を利用してペットボトルを売却した場合に拠出金として得られる収入は、約672万円から1,400万円程度になると試算している。令和4年度は落札価格が高騰していることから、有償拠出金も高額になることが予想されるが、市は独自の処分方法により、44万1,000円程度の収入しか得られていないと主張している。

また、市で売却される一般家庭から排出されるペットボトルは状態が良いことや、市のストックヤードからリサイクル事業者の工場が近いことを考慮すれば、市の売却単価が市場価格に比べ著しく低下するほどの事情になるとは考えにくいとしている。

- (3) これに対する市の主張は次のとおりである。

請求人が主張するペットボトルの売却単価は、全て中間処理を行ったべール品での取引価格である。しかし、市の売却単価は、丸ボトルでの取引価格であり、リサイクル事業者は、1年を通じて、定期的に市が指定するストックヤードから収集されたペットボトルを引き取り、確実に

再資源化まで行うことを条件とした売却単価となっているため、べール品で取引される単価と単純な比較はできない。

また、容リ協から市へ分配される拠出金の試算と市の売却収入との比較については、中間処理費用や施設整備あるいは維持管理に係る経費等を含めて推計すべきであるとしている。

さらに、請求人が参考として例示した事業系一般廃棄物としてのペットボトル（べール化されていないもの）の売却単価が、1キログラム当たり35円であったと主張していることに対しては、市場が最も高騰したと思われる時期の民間企業間における一取引と、年間を通じて定期的な引取りと再資源化を条件とする売却単価を単純に比較することはできないとしている。

(4) 以上の主張内容に対する判断は、次のとおりである。

自治体がペットボトルの再資源化を容リ協へ委託する場合の処理工程は、①収集、②破袋、選別、③べール化、保管、④破碎、洗浄、原料化（フレーク状、ペレット状）であり、容リ協へは③の状態を引き渡すことが条件となる。また、自治体の責務として、指定法人ルート又は独自ルートのいずれかにかかわらず、④までの確実な実施が求められている。

本件請求で、請求人が主張する容リ協による売却単価及びC市での入札単価は、③の状態で行われる単価である。②と③の中間処理に要する費用は自治体の負担となるが、容リ協による再資源化の委託において有償入札となった場合は、容リ協と落札したリサイクル事業者が締結した契約単価と、取引されるべール品の量に応じて、事後に容リ協から各自治体へ拠出金が分配される。

これに対して、市の売却単価は、①のそのままの丸ボトルで行われる単価であり、容リ協を利用する場合と異なり、②と③の市の費用負担は発生しない。

このように、市が容リ協を利用して再資源化を行った場合に拠出金として得られると推計した収入額と、市の売却収入額とを比較する場合は、③のべール化まで行うために市が負担する処理費用等を勘案することが必要である。

また、請求人が主張する、回収されたペットボトルの品質の程度が売却単価へ与える影響については、再資源化の工程における作業負担が多少軽減されることは予想されるものの、破袋、選別等の作業工程自体が変わらないという点を考慮すれば、費用負担は相応にあるものと考えられる。ペットボトルの運搬に係る費用面では、契約1のAの工場が、市のストックヤードから近距離にあることは、他の事業者との比較において有利な点といえる。しかし、容リ協ホームページに掲載された内容に

よると、丸ボトルはべール品に比べ容積が約7倍となり、輸送コストも同様に約7倍必要とされている。運搬効率の良いべール品に比べ、市の売却する丸ボトルを回収する場合は、必然的に運搬回数が多くなることから、費用負担への影響は増すものと推察される。さらに、リサイクル事業者には、②から④までに相当する工程において、人件費、経常経費の他に、処理施設や機械設備に係る減価償却費等の費用負担がある。したがって、リサイクル事業者は、これら再資源化に要するあらゆる費用と一定の利益を含めた上での再資源化したものの売却価格を念頭に置きながら、市からの買取価格を決定しているのであるから、当然、容リ協による売却単価よりも相当に低い価格になることが容易に予測される。このように、容リ協での売却単価と市の売却単価は、取引時の条件等が全く異なっている。したがって、市が売却条件に含めた再資源化までの工程に要するリサイクル事業者の費用負担を勘案した上での市の売却単価と、容リ協で取引されるべール品の売却単価を比較することはできないものである。

以上のとおり、容リ協の売却単価と市の売却単価は、比較することができないものであるから、請求人の主張するように、一方の単価がいくら不当に安いと主張しても、その主張には理由がないといわなければならない。

(5) なお、事業系廃棄物としてのペットボトルの単価については、詳細な取引条件等が明確ではないが、民間企業間で売買された少量のペットボトルを対象とした単価であり、価格高騰が著しい時期に取引された個別の対応における売却単価である。一方、市の売却単価は、年間を通じて大量のペットボトルを頻繁にストックヤードから引き取り、再資源化まで行うことを条件としたもので、状況が大きく異なるため、比較することは適当でない。

(6) 「2 事実の確認」のとおり、市は、容リ法等の趣旨に基づき、収集したペットボトルについて確実に再資源化処理を行い、自治体の責務を果たしている。また、尾道市契約規則（以下「市規則」という。）第42条における市の予定価格については、容リ協の落札情報や有償拠出金の分配明細等を適宜参照し、市の契約額の推移を基に、売却収入見込額を予算として計上しており、市の売却単価は、尾道市物品購入等指名業者選定基準第7条第1項及び市規則第43条に基づき、ペットボトルの再資源化を安定的かつ確実に履行できる2者以上の市内業者から見積書を徴取して決定され、契約を締結したものと認められる。

よって、ペットボトルの処分は、不当な財産の処分となる契約の履行には当たらず、有価物であるペットボトルの管理を怠っているとはいえない。

(7) 以上のとおりであって、請求人の請求には理由がないので、本件請求は棄却する。

第5 意見

本件請求についての判断は前記のとおりであるが、今後も引き続き、ペットボトルをはじめとする廃棄物処理に当たっては、関係法令等の趣旨に基づき、市の責務として確実な履行を行うことを前提とした上で、その処理方法については、社会情勢の変化に十分注視しながら、様々な角度からの検討、検証が行われることを求めたい。

また、本件請求内容に限らず、事務の執行に当たっては、その適正性や妥当性を担保する意味において、他の手段や選択肢の可能性についても検討するなど、より一層の透明性の確保を図ることで、市民への説明責任が十分に果たせるよう、これまで以上に努められたい。